

大阪市立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立男女共同参画センター条例（平成5年大阪市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の3項を加える。

- 3 第16条の規定により大阪市立男女共同参画センター西部館（以下「西部館」という。）の管理を行うもの（以下「西部館の指定管理者」という。）は、第1項各号に掲げる事業を大阪市立こども文化センター（以下「こども文化センター」という。）の施設内において行うことができる。この場合においては、西部館の指定管理者は、当該事業の内容その他市規則で定める事項について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認に係る事項を公告するものとする。
- 5 第3項後段及び前項の規定は、第3項の承認に係る事項を変更しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業の内容その他市規則で定める」とあるのは「変更しようとする」と、前項中「前項」とあるのは「第5項において準用する第3項」と読み替えるものとする。

第4条第1項及び第2項中「子育て館」を「子育て館及び西部館」に改め、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項の次に次の1項を加える。

- 4 西部館の休館日は、次のとおりとする。
  - (1) 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）
  - (2) 第1項第3号に掲げる日

第5条第1項中「子育て館」を「子育て館及び西部館」に改め、同条第3項中「前条第4項及び第5項」を「前条第5項及び第6項」に、「同条第4項」を「同条第5

項」に、「前3項」を「前各項」に、「及び第2項」を「から第3項まで」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「第5条第3項」を「第5条第4項」に、「第4条第4項」を「第4条第5項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項の次に次の1項を加える。

3 西部館の供用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第3条第2項の規定により、同条例第13条の規定によりこども文化センターの管理を行うもの（以下「こども文化センターの指定管理者」という。）が、西部館の施設内において同条例第3条第1項各号に掲げる事業を行う場合における当該施設の供用時間は、午前9時から午後9時30分までの時間のうち、当該事業を行う時間を除いた時間とする。

第5条に次の2項を加える。

5 指定管理者は、緊急の必要があるときは、前各項の規定にかかわらず、供用時間を変更することができる。ただし、大阪市立こども文化センター条例第3条第2項の規定により、こども文化センターの指定管理者が、同条第1項各号に掲げる事業を行う西部館の施設については、当該事業を行う時間を供用時間とすることはできない。

6 指定管理者は、前項の規定により供用時間の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

第22条第1号中「第3条各項」を「第3条第1項及び第2項」に改める。

別表男女共同参画センター西部館の項中ホールの項、控室の項及び和室の項を削り、同表備考中「正午まで」を「正午まで（男女共同参画センター西部館にあつては、午前9時から正午まで）」に、「午後9時30分までをいう」を「午後9時30分まで（男女共同参画センター西部館にあつては、午前9時から午後9時30分まで）をいう」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

- 2 この条例による改正後の大阪市立男女共同参画センター条例第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条第3項から第5項までの規定の例により行うことができる。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

男女共同参画センター西部館の指定管理者が、こども文化センターの施設内において事業を行うことができることとするとともに、同館の休館日及び供用時間を改め、併せて同館のホール等を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立男女共同参画センター条例 (抄)

(事 業)

第3条 省 略

2 省 略

3 第16条の規定により大阪市立男女共同参画センター西部館（以下「西部館」という。）の管理を行うもの（以下「西部館の指定管理者」という。）は、第1項各号に掲げる事業を大阪市立こども文化センター（以下「こども文化センター」という。）の施設内において行うことができる。この場合においては、西部館の指定管理者は、当該事業の内容その他市規則で定める事項について、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認に係る事項を公告するものとする。

5 第3項後段及び前項の規定は、第3項の承認に係る事項を変更しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業の内容その他市規則で定める」とあるのは「変更しようとする」と、前項中「前項」とあるのは「第5項において準用する第3項」と読み替えるものとする。

(休館日)

第4条 子育て館及び西部館を除くセンターの休館日は、5月3日から同月7日までの期間（以下「特定期間」という。）を除き、次のとおりとする。

(1)-(3) 省 略

2 特定期間における子育て館及び西部館を除くセンターの休館日は、5月6日（その日が日曜日又は休日に当たる場合は、その翌日）とする。

3 省 略

4 西部館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）

(2) 第1項第3号に掲げる日

4 前3項の規定にかかわらず、第16条の規定によりセンターの管理を行うもの（以下「指定管  
5 前各項

理者」という。）は、センターの設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前3項の規定による休館日を変更し、又は臨時休  
前各項

館日を定めることができる。

5 省 略  
6

(供用時間)

第5条 子育て館及び西部館を除くセンターの供用時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。

2 省 略

3 西部館の供用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第3条第2項の規定により、同条例第13条の規定によりこども文化センターの管理を行うもの（以下「こども文化センターの指定管理者」という。）が、西部館の施設内において同条例第3条第1項各号に掲げる事業を行う場合における当該施設の供用時間は、午前9時から午後9時30分までの時間のうち、当該事業を行う時間を除いた時間とする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、センターの供用時間について準用する。この場合において、  
4 第5項 第6項

同条第4項中「前3項の規定にかかわらず」とあるのは「第5条第1項及び第2項 の規定  
第5項 前各項 から第3項まで

にかかわらず」と、「前3項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあ  
前各項

るのは「第5条第1項及び第2項 の規定による供用時間を変更する」と、同条第5項中「前  
から第3項まで 第6項

項」とあるのは「第5条第3項の規定により読み替えられた第4条第4項」と読み替えるもの  
第4項 第5項

とする。

5 指定管理者は、緊急の必要があるときは、前各項の規定にかかわらず、供用時間を変更することができる。ただし、大阪市立こども文化センター条例第3条第2項の規定により、こども文化センターの指定管理者が、同条第1項各号に掲げる事業を行う西部館の施設については、当該事業を行う時間を供用時間とすることはできない。

6 指定管理者は、前項の規定により供用時間の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

(業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条各項 第1項及び第2項 に規定するセンターの事業の実施に関すること

## (2)-(3) 省 略

## 別表（第11条関係）

区分		使用料								日曜日、 土曜日 及び休 日にお ける使 用
		入場料の類を徴収しない場合				入場料の類を徴収する場合				
		午前	午後	夜間	昼夜間	午前	午後	夜間	昼夜間	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省 略
男女 共同 参画 セン ター 西部 館	ホー ル	<u>18,000</u> 円	<u>29,000</u> 円	<u>25,000</u> 円	<u>65,000</u> 円	<u>27,000</u> 円	<u>43,500</u> 円	<u>37,500</u> 円	<u>97,500</u> 円	
	控室	<u>1,000</u> 円	<u>1,500</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>3,400</u> 円	<u>1,500</u> 円	<u>2,300</u> 円	<u>2,000</u> 円	<u>5,100</u> 円	
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
	和室	<u>1,200</u> 円	<u>1,900</u> 円	<u>1,700</u> 円	<u>4,300</u> 円	<u>1,800</u> 円	<u>2,900</u> 円	<u>2,600</u> 円	<u>6,500</u> 円	
	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
	省略	省略				省略				
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

備考 この表において「午前」とは午前9時30分から正午まで（男女共同参画センター西部館  
にあつては、午前9時から正午まで）をいい、「午後」とは午後1時から午後5時までを  
いい、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいい、「昼夜間」とは午前9時30分  
から午後9時30分まで（男女共同参画センター西部館にあつては、午前9時から午後9時30  
分まで）をいう。